○関東地方整備局告示第二百六十二号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市磯子区新磯子町一番四から同市磯子区新磯子町三番一まで	前	〇・〇〇～三二・七一メートル	一六・五〇～三九・〇七キロメートル
	後	〇・〇〇～三二・二〇一メートル	〇・二〇二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市中区千鳥町七番地先から同市磯子区新磯子町二一番ま	前	一七・三九～三四・五〇メートル	三・〇六六キロメートル
で	後	一七・三九～三四・五〇メートル	三・〇六六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　砺波都市計画道路事業三・四・五号中央町鷹栖線

三　事業施行期間　自平成二十二年五月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県砺波市太郎丸字鍋島及び出町地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
薩摩川内市向田町字月形一〇七九番四地内	前	三三・二〇～三四・六〇メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	三三・二〇～四〇・二〇メートル	〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	薩摩川内市向田町字月形一〇七九番四地内	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年五月二十八日

○北海道開発局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

北海道開発局長　関　克己

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道檜山郡上ノ国町字石崎五四九番一から同町字羽根差一六一番二まで	前	二四・六八～四〇・六二メートル	〇〇・一四七キロメートル
	後	一二・一三～四〇・五三メートル	〇〇・一四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号、二百七十六号及び二百七十七号	北海道河西郡中札内村栄東三線一五七番三から同道中川郡幕別町忠類共栄二〇番一三まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
三百九十二号	北海道白糠郡白糠町茶路基線一一四番三から同町ヌイベツ三五番九まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年五月二十八日

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河西郡中札内村栄東三線一五七番三から同道中川郡幕別町忠類共栄二〇番一三まで	前	A 一八・五〇～九〇・二三メートル	二三・一七九キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一四・〇〇～一四・四〇	六五・九一	
		C 一八・五〇～一四三・三〇	九〇・二三～三三・〇六三	
	後	A 一八・五〇～九〇・二三メートル	二三・一七九キロメートル	
		B 四三・三〇～一〇二・八〇	三・〇六三	
		C・D 一四・四〇～一〇二・八〇	一四・八七八	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部